

## 社会福祉法人島田市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

2 評議員が、評議員会出席以外の職務を行ったときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため旅行したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分にかかわらず重複して支給しないものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。